

中泊町イルミネーション LED 設置撤去業務委託 仕様書

1 委託名 中泊町イルミネーション LED 設置撤去業務委託

2 事業目的

町の更なる発展・飛躍を期待し、地域の住民のつながり、絆を育み、中泊町に住み続けたい、将来また中泊町に戻りたいと思える明るく住みよい地域づくりを実現することを目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年1月15日までとし、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 設置作業 契約日の翌日から令和8年11月17日(火)※動作確認含む
- (2) 点灯式 中里会場:令和8年11月28日(土)
小泊会場:令和8年11月29日(日)
- (3) 点灯日時 令和8年11月28日から令和9年1月10日 17:00～21:00
- (4) 撤去作業 令和9年1月11日から1月15日まで
※変更が必要な場合は、別途協議のうえ決定するものとする。

4 実施場所及び施工対象範囲

中里地区:中泊町役場、中泊町総合文化センターパルナス、津軽鉄道株式会社
津軽中里駅
小泊地区:すくすくこども館敷地内

5 業務内容

(1) 実施計画書の作成

町が示す企画案を基に、実施計画書を作成すること。また、その記載内容は以下のとおりとする。

- ア 企画概要(全体のイメージ、施工箇所毎のデザイン、配置図等)
- イ 設置する LED の種類・個数
- ウ 設計書(平面図及び求積図等)
- エ 環境・安全への配慮
- オ 設置スケジュール等(撤去含む)
- カ 仮設配線図
- キ 点灯式への立合い
- ク イルミネーションの購入・修復
- ケ その他必要なもの

(2) イルミネーションの設置

実施計画書に基づきイルミネーションを設置すること。なお、必要に応じて生じる仮設電気の引き込み作業を含むものとする。

(3) イルミネーション事業実施期間における維持管理

点灯期間中におけるイルミネーション設備の維持管理を行うこと。

(4) イルミネーションの撤去・収納

ア 点灯期間終了後、イルミネーションを撤去し、会場の原状復帰作業を行うこと。

イ 撤去したイルミネーションに破損等がみられる場合、修復作業を行うこと。

6 本業務に係る要件等

(1) イルミネーションデザインに関する要件等

ア テーマ・コンセプトを明確にし、中泊町らしさを感じられる独自のデザインとすること。

イ 点灯パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませる双方向性のあるコンテンツを取り入れること。

ウ 役場を中心とした商店街を利用する機会が少ない町民や観光客等の来訪動機となるような、新規性と話題性のあるイルミネーションとすること。

また、若年層（主に10代から30代）をターゲットとし、SNS 等での拡散に繋がるようなデザインとすること。

エ デザイン作成にあたっては、著作権等に配慮すること。

オ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で空間全体の統一感を意識すること。

(2) 使用するイルミネーション機器に関する要件等

原則として、受注者が保有するLED 電球及び電源機器を活用して装飾を行うこと。なお、環境に配慮し、原則として全て LED 電飾とする。

(3) イルミネーションの設置及び撤去に関する要件等

ア 装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないように十分配慮すること。

イ イルミネーション点灯時においても通行等の妨げとならないこと。

ウ 設置及び撤去作業の際は、歩行者等の安全確保に努めること。

エ 歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。

オ 建物、樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。

カ 設置の際は降雪、積雪の影響を考慮し、対策を講じること。

キ 設置の際は強風等の影響を考慮し、対策を講じること。

ク 点灯式の概ね1週間前までに試験点灯及び点灯式のリハーサルを行うものとし、試験点灯及びリハーサルにおいて指摘箇所があった場合は、修正の上、再度試

験点灯を行うこと。

ケ 受注者は点灯式当日に立ち会うこととし、不具合が生じた際は速やかに対応すること。

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

ア 必要に応じて仮設電源を引き込むこと。

イ 仮設電源の引き込みに係る費用は受注者の負担とする。

ウ 仮設電源の契約に係る申請は受注者が行うものとする。

エ 電力量計等を設置し、電気料金がわかるようにすること。

オ イルミネーション点灯に係る電気代は発注者が負担するものとする。

(5) 点灯期間中における要件等

ア 点灯時間は、デジタルタイマー等で管理すること(アナログ不可)。

イ 点灯期間中は原則として毎日の会場内巡回・点検し、不点灯箇所等を発見した場合は、速やかに修復すること。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。

(6) その他の要件等

ア 本事業における購入イルミネーション、イルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て発注者に帰属するものとする。

イ イルミネーション設備の施工にあたっては、発注者と十分協議すること。

ウ 受注者は、本業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

エ 本事業に使用するすべての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。

7 成果品

業務完了後、実績報告書及び本事業の記録写真を成果品として提出すること。

なお、報告書の規格及び部数は以下のとおりとする。

(1) 紙媒体(1部): A4版、片面フルカラー、30ページ以内

(2) 電子媒体(1部): 報告書の電子ファイルを記録した電子記録媒体

8 契約について

契約方法及び契約時期等は、次のとおりとする。

(1) 契約方法 随意契約

(2) 契約締結時期 令和8年10月下旬

(3) 支払方法 完了後精算払い

9 その他

受注者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず発注者と協議すること。